

確認制度について

平成25年12月26日

目 次

1	確認制度について	2
2	利用定員について	4
3	情報公表の取扱いについて	20
4	運営基準等の確認制度における事項について	27
4-1	運営基準に係る論点について	27
4-2	業務管理体制の整備について	45

1. 確認制度について

1. 概要

(1) 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

- 子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とする。
- 具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費(委託費)を支払う。

【参考】認定区分

- 19条1項1号に該当する場合：教育標準時間認定
- 19条1項2号に該当する場合：満3歳以上・保育認定
- 19条1項3号に該当する場合：満3歳未満・保育認定
(19条1項2号・3号に該当する場合：保育認定)

(2) 確認制度における運営基準について

- 教育・保育施設、地域型保育事業は、
 - ① 学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと
 - ② 子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準(運営基準)を満たすことが求められる。
- このうち、運営基準については、国が定める基準(内閣府令)を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。
- 国が定める基準については、
 - ア 「利用定員」、「施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」とする。
 - イ それ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする。

(3) 確認制度における業務管理体制と情報公表について

- (2)に加えて、施設・事業者に対しては、子ども・子育て支援法において、
 - ①業務管理体制の整備(55条等)
 - ②教育・保育に関する情報の報告及び公表(58条)が求められている。

2. 検討が必要な事項の整理

- 以上を踏まえ、新制度の施行に向けて、確認制度については、
 - ①施設・事業の利用定員の考え方・ルール
 - ②教育・保育施設、地域型保育事業者に関する運営基準
 - ③業務管理体制・情報公表に関するルールを定めていく必要がある。
- これらの事項の検討体制については以下の形を想定。

事項	概要	検討の場
利用定員	・各施設・事業の類型に応じた利用定員の設定に関する考え方、整理 ・基本指針（事業計画）と密接に関連	子ども・子育て会議
運営基準	・給付の対象施設・事業者として運営上求められる基準について整理 ・認可基準と密接に関連	基準検討部会
業務管理体制	・適正な給付の実施、コンプライアンス体制について整理	基準検討部会
情報公表	・給付の対象となる施設・事業として求められる教育・保育に関する情報について整理 ・基本指針と関連	子ども・子育て会議

2. 利用定員について

(論点1) 利用定員の設定方法

- ・(論点1-1) 最低数との関係
- ・(論点1-2) 子どもの年齢との関係
- ・(論点1-3) 保育標準時間・保育短時間区分との関係

(論点2) 定員割れの場合の取扱い

(論点3) 定員超過の場合の取扱い(定員弾力化等)

(論点4) 保護者の就労状況の変化に対応した1号定員と2号定員の取扱い

1. 概要

○ 確認に当たっては、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、1号認定、2号認定、3号認定の区分ごとに利用定員を定めることとなる。(利用定員を定めることが可能な認定区分については次ページの通り)

※教育・保育施設:認定こども園、幼稚園、保育所

※地域型保育事業:小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

○ 新制度の施行の際に存在する認定こども園、幼稚園、保育所は、施設型給付を受ける確認があったものとみなされる(「みなし確認」。施行日前日までに別段の申し出をしたときを除く。)が、これらの施設に対しても、1号、2号、3号の認定区分に応じた利用定員を設定する必要がある。

※その事務手続等については、追ってお示しする予定。

○ 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可定員の範囲内で利用定員を設定することとなる。

○ その際、利用定員の設定方法について、

- ①施設における利用定員の最低数との関係
- ②子どもの年齢区分との関係
- ③保育標準時間・保育短時間区分との関係

について、整理が必要。

各施設・事業において設定可能な利用定員と認定区分との関係

	満3歳以上		満3歳未満
	①1号認定 (19条1項1号)	②2号認定 (19条1項2号)	③3号認定 (19条1項3号)
特定教育・保育施設(施設型給付)			
幼保連携型認定こども園	○(※1)	○	○(※1)
幼稚園型認定こども園	○	○	○(※1)
保育所型認定こども園	○	○	○(※1)
地方裁量型認定こども園	○	○	○(※1)
保育所	(※3)	○(※2)	○(※2)
幼稚園	○	(※3)	
特定地域型保育事業者(地域型保育給付)			
小規模保育	(※3)	(※3)	○
家庭的保育	(※3)	(※3)	○
居宅訪問型保育	(※3)	(※3)	○
事業所内保育	(※3)	(※3)	○(従業員枠・地域枠)

※1 定員を設定しないことも可能。 ※2 ②③いずれかのみでの設定も可能。 ※3 特例給付による利用形態あり。

(論点1) 利用定員の設定方法

(論点1-1) 最低数との関係

【保育関係】

〔現行〕

- ・ 現行の保育所は第2種社会福祉事業として位置付けられていることから、最低定員は20人以上とされている。
- ・ その際、認可に当たっては、通知により原則60人以上とした上で、定員20人以上の小規模保育所の設置を認めている。

〔新制度〕

- ・ 改正後の児童福祉法では、改めて保育所の最低定員を20人以上として明確に規定している。
- ・ また、新たに地域型保育給付の対象として位置付けられている小規模保育事業については、児童福祉法において、6人以上19人以下として保育所と線引きしており、更に規模が小さい家庭的保育事業は5人を上限としている。
- ・ 居宅訪問型保育事業については、事業の性質上、1:1が基本となり、事業所内保育事業については、特段、定員に関する上限を設けていない。

【幼稚園関係】

- ・ 幼稚園に関しては、現在、最低利用定員の規制がなく、新制度においても同様である。現在、認可定員が20人未満の幼稚園が全国で18園存在している。また、実員が20人未満の幼稚園が全国で8%(約1,000園程度)存在している。

【認定こども園関係】

〔現行〕

- ・ 現行の幼保連携型認定こども園は、幼稚園・保育所の認可を前提としているが、全体の定員が60人以上であれば、保育所部分の定員は10人以上で可としている(社会福祉法の特例)。
- ・ それ以外の認定こども園については、幼稚園型認定こども園は幼稚園、保育所型認定こども園は保育所の認可を前提としており、地方裁量型認定こども園は認可外保育施設として取り扱われる。

〔新制度〕

- ・ 新制度における 新幼保連携型認定こども園については、保育所と同様、第2種社会福祉事業として位置付けられていることから、最低定員は20人以上とされている。
- ・ それ以外の類型は、現行と同様、それぞれの施設類型に基づく取扱いについて変更はない。

○ 上記の制度を前提として、確認制度上の利用定員を設定する際には、施設型給付の対象となる施設類型に応じ、以下のような案をベースに最低数の考え方を整理していったらどうか。

※ 地域型保育事業が別途存在するため、施設型給付の対象となる施設のうち、少なくとも保育の必要な子どもを受け入れる施設については、定員20人以上と整理する方が制度全体として整合的。

※ 幼稚園型、保育所型、地方裁量型の認定こども園の認可外部分については認可定員の概念がないため、施設型給付の対象にするに当たり、確認制度上、利用定員を設定することが必要。

例1：施設型給付の対象施設の利用定員は、すべて20人以上とする。定員20人未満の既存施設については、特例として施設型給付の対象とする。

例2：施設型給付の対象施設のうち、保育所と幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園の利用定員は、20人以上とする。幼稚園、幼稚園型認定こども園・地方裁量型認定こども園については、最低利用定員を設けない。

例3：施設型給付の対象施設のうち、保育所と認定こども園の利用定員は、20人以上とする。幼稚園については、最低利用定員を設けない。（幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園は、施設全体では利用定員20人以上に設定する。）

【対応方針】

施設型給付・委託費の対象施設については、地域型保育事業との区分を踏まえ、例3を基本とする。

※既存の幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園については、施設全体で20人未満のものはない。

※地域型保育事業の利用定員の最低数については、認可基準と併せて今後検討。

(論点1-2)子どもの年齢との関係

【現行制度】

- 幼稚園は、年度途中の入園も可能であるが、受け入れ対象児童を満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とした上で、学年制をとっている。
- 保育所は、随時入所決定するが、幼稚園と同様に4月入所が多く、年齢別のクラス編成を行っている施設もある。複数の年齢の子を合同で保育している施設もみられる。

【今後の検討に当たっての方向性】

例1: 1号・2号・3号とも、各年齢別(1歳ごと)に定員を設定する。

例2: 1号・2号・3号とも、配置基準上の年齢区分別(0歳／1・2歳／3歳／4・5歳)に定員を設定する。

例3: 2号・3号のみ配置基準上の年齢区分別(0歳／1・2歳／3歳／4・5歳)に定員を設定し、1号は年齢別の定員設定をしない。

例4: 年齢別の定員設定をせず、1号・2号・3号のみ区分した定員を設ける。

【検討に当たっての視点】

- 保育は年度途中で人数の変動があり、とりわけ、地域型保育事業は年度途中においても子どもの入れ替わりが多いと想定されること、など柔軟な利用体制の確保をどう考えるか。
- 併せて、保育士の確保、1歳からの保育利用体制の確保などをどう考えていくか。

→市町村や都道府県の事業計画との関係をどのように考えるか。

(参考)「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(概ねの案)」

・市町村・都道府県は、幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」「提供体制の確保の内容、実施時期」について、以下の区分で設定。(地域の実情等に応じてさらに細かい区分で設定することも可能)

・1号(3-5歳) ・2号(3-5歳) ・3号(0歳 / 1-2歳)

【対応方針】

①年度途中の入れ替わりにも柔軟に対応できるようにする必要があること

②計画の「量の見込み」等の区分との整合性を確保する必要があることを踏まえ以下のとおりとする。

→ { 1号 3-5歳
2号 3-5歳
3号 0歳 / 1-2歳

※地域の実情等に応じてさらに細かい区分で設定することも可能。

※年齢別の受入れ数について、利用者への情報提供に努めることとする。(運営基準の中で更に検討。)

※ただし、柔軟な対応を可能とするため、一定の範囲内で一時的な定員超過を認めることとする。

(論点1－3) 保育標準時間・保育短時間区分との関係

【論点】

- 保育の必要性の認定を受ける子どもに関しては、保育標準時間・保育短時間の区分を設けるが、利用者に対し各施設が有する受入枠を明確にすることとの関係において、定員設定について検討が必要。
- 保育短時間区分を設けるのは、パートタイム就労の子どもも保育の利用をしやすいすることで、その保育ニーズにも応えていく趣旨。

【今後の検討に当たっての方向性】

例1: 保育標準時間・保育短時間の区分を厳密に設ける。

※ 職員の配置ローテーション、収入に影響するため、施設の同意は必要となる。

例2: 保育標準時間・保育短時間の区分を設けるが、利用調整に当たり、区分間での定員の増減を柔軟に行う。

※ 職員の配置ローテーション、収入に影響するため、施設の同意は必要となる。

例3: 保育標準時間・保育短時間の区分をしないで利用定員を設定する。

【検討に当たっての視点】

→ 保育の提供体制の確保との関係、公定価格及び利用者負担の設定との関係など柔軟な利用体制の確保をどう考えるか。

→市町村や都道府県の事業計画との関係をどのように考えるか。

(参考)「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(概ねの案)」

- ・市町村・都道府県は、幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」「提供体制の確保の内容、実施時期」の設定に当たり、保育標準時間・保育短時間は区分しない。(地域の実情等に応じて区分することも可能)

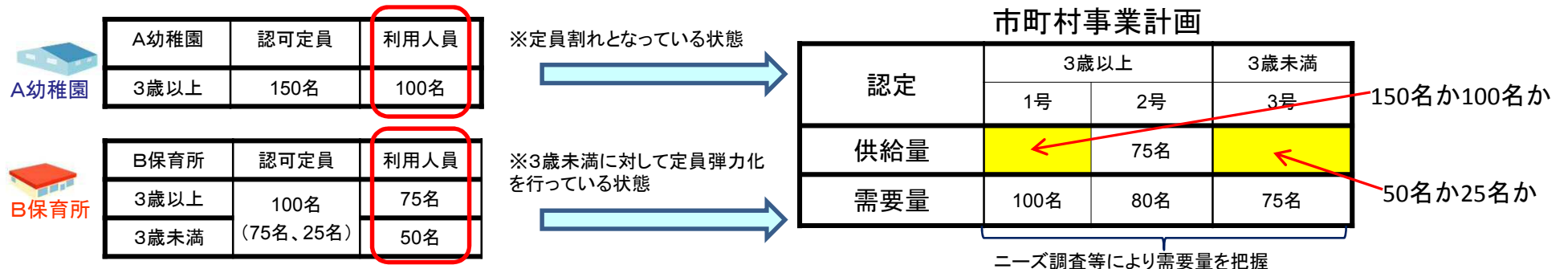
【対応方針】

- 保育標準時間、保育短時間は、働き方の状況によって年度途中でも変動が生じるため、柔軟な対応が可能となり、また自治体の事業計画とも整合性が図られるよう、上記例3(保育標準時間・保育短時間の区分をしないで利用定員を設定する)を基本とする。
その上で、地域の実情等に応じて市町村の判断又は事業者の申請により区分することも可能とする。

2. 定員割れ、弾力化等の取扱い

- 上記1の通り、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可定員の範囲内で利用定員を設定する。その際には、認可権者であり需給調整を行う都道府県知事と協議する。
 - ※ 具体的な利用定員の設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の意見聴取において、その考え方について諮るなど、確認の透明性・客観性の確保が必要。
- 都道府県は、保育所の認可等を行う際には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に基づき、認可等の可否(需給調整の必要性の有無)を判断する。その際には、確認権者であり給付を行う市町村長と協議する。
- このような仕組みを通じ、認可制度と確認制度の間で整合が図られるようになっており、認可制度上の認可定員と確認制度上の利用定員は、一致するのが基本である。
- しかし、「認可定員 \geq 利用定員」の範囲で、異なる定員数になる場合も想定され得る。例えば、実際の利用児童数が認可定員を下回ったり(定員割れ)、逆に認可定員を上回ったり(定員超過)している場合がみられ、そのような場合に、確認制度上の利用定員をどのように取り扱うのが適切か、検討が必要である。

(イメージ)



(論点2) 定員割れの場合の取扱い

<認可定員に対して実利用人員が過少である場合の利用定員の取扱い>

- 現行制度上、保育所においては、認可定員数に応じて保育所運営費の保育単価が設定され、利用児童数が認可定員数に満たない定員割れの場合は、設置者が必要に応じて認可定員数を変更している。一方、幼稚園においては、利用児童数が認可定員数に満たない定員割れの場合は、認可定員数の変更を行わなくても、実際の利用人員数に応じて都道府県から私学助成がなされている。
- 「参議院・社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における子ども・子育て関連3法に対する附帯決議」においては、「施設型給付等については、(中略)定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものと(中略)すること。」こととされている。この新制度の給付は、確認制度上の利用定員数に基づいて運用される。
- このため、実態と乖離した「認可定員」をそのまま「利用定員」とすることとした場合、
 - ① 市町村計画・都道府県計画上の「供給」量が、現実の供給量より過剰に見込まれ、必要な施設の新規参入が難しくなる
 - ② 施設によっては、経営の実態に合わない低い給付単価が適用される(例:100人の利用を前提とした教員体制等であるのに、150人施設に適用される低い単価の給付が100人分支給されるのみ)といった問題が生じる。
- 「認可定員」を実態に合わせて引き下げた上で、「利用定員」と一致させることも考えられるが、私立幼稚園については、認可定員の変更には、私立学校審議会への意見聴取を経て都道府県の認可を受けるといった煩瑣な手続が必要となる。
 - ※ 保育所の場合は、認可定員の変更は届出事項。

【対応方針】

- 市町村が設定する確認制度上の利用定員数は、認可定員数の変更をせずとも、実際の施設の利用状況を反映したものとす。
 - ※ 事業計画では、確認制度上の利用定員(この場合、実際の利用定員数)を記載することから、認可定員数と利用定員数の差分は、市町村事業計画の中で供給量としてはカウントしないこととなる。

(論点3) 定員超過の場合の取扱い(定員弾力化等)

<認可定員に対して実利用人員が過大である場合の利用定員の取扱い>

- 保育所では、待機児童が増加する中で、定員弾力化(最低基準を満たすことを前提に、認可定員を超過して入所できるようにすること)を行うことで対応している市町村が多く、約80%の市町村において認めており、約68%の市町村において実際に保育所が弾力化を実施している。
 - ※ 1,753市町村のうち、1,397市町村(79.7%)において認めており、うち実施している保育所がある市町村は1,183(67.5%)(平成20年12月1日現在。平成20年地域児童福祉事業等調査)
 - ※ 収容定員内の実員に応じた補助(私学助成の一般補助)を行い、収容定員に係る学則の変更認可が必要となる幼稚園に関しては、このような取扱いはない。
 - ※ 年度当初は15%まで、年度途中は25%までといった制限を設けていた時期もあったが、平成22年度より、こうした制限は設けていない。
 - ※ 2年間連続して常に利用人員が定員を超えており、かつ、年間平均で定員の120%を超える受け入れを行っている場合、定員の見直しを求めている(ただし、強制力はない)。
- 新制度の給付は、確認制度上の利用定員数に基づいて運用されるため、定員割れの場合と同様、認可定員超過が常態化している場合についても、市町村が設定する利用定員数には、実際の施設の利用状況が反映されるのが自然と考えられるが、その場合、認可制度という規制の枠組みに基づく定員を超えて確認制度上の利用定員を設定することについて、どのように考えるか。

- 一方、保育については、性質上、年度当初(4月)から年度後半に向けて利用人員が増え、3月にピークを迎えて、卒園により翌年度当初(4月)に大幅に落ち込み、再び後半に向けて増えていく傾向がある。そのような保育制度の特性を踏まえた対応、また、定員弾力化措置が待機児童対応に果たしてきた役割を考慮したとき、どのような対応が適切か。
- 当該施設の利用定員の設定の考え方に対応して、市町村事業計画の中での供給量のカウントをどのように取り扱うのが適切か。
- また、この際、例外的な取扱いについても併せて検討が必要ではないか。

(例外的な取扱い:例)

- ・保護者の就労状況の変化に対応した1号定員と2号定員の取扱い(後述・論点4)

- ・障害児保育など特定の機能を有する場合

- ・措置に対応する場合

- ※ 児童福祉法24条に基づく措置については、①虐待のおそれがある場合(4項)、②やむを得ない理由により給付を受けることができない場合(5項)、を対象としている。

- ※ 介護保険制度では、5%の上限が設けられている一方、障害者自立支援制度では特に上限は設けられていない

- ・災害などの場合

- ※介護保険制度、障害者自立支援制度では、災害の場合は特段の上限を設けていない。

- ・他の施設・事業が撤退又は定員を減少させた際に、当該施設・事業を利用していた子どもの受け皿となる場合

○ 小規模保育事業の定員弾力化について

【第4回子ども・子育て会議基準検討部会（平成25年8月29日）資料1 28ページ】

②定員弾力化の取扱い

→小規模保育事業の利用定員の上限（19名）の範囲内であれば、認可基準を満たす前提で、認可・確認時において設定した定員を超えて弾力化することを認める方向で検討する。

（例）利用定員15名と設定した小規模保育が年度途中で3名受け入れるなど。

→19名を超える定員の弾力化の取扱いについては、本来の事業定義を変えかねないことから、確認制度における利用定員の議論を踏まえて慎重に検討する。

※離島、へき地など児童人口減少地域における定員は、弾力的に取り扱う方向で更に検討する。

※それ以外の地域においても、年度中の利用児童数の変動が比較的大きいと想定されることを踏まえて、更に検討する。

【対応方針】

○幼稚園、保育所、認定こども園等の利用定員は、認可定員の範囲内で設定することを基本とする。

○その上で、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用定員（認可定員）を上回る受入れについては、他制度における取扱いを参考としつつ、保育制度の特性や定員弾力化措置が待機児童対応に果たしてきた役割を踏まえ、基準検討部会における公定価格等の議論と併せて検討する。

（備考）論点2のケースにおいて、実利用人員が利用定員を上回る場合の取扱い

→認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超えて弾力的な受入れを可能としてはどうか（実利用人員に応じた基準を満たすことが前提）。

※特に幼稚園については、直接契約である事に留意。

その上で、実利用人員が利用定員を恒常的に上回っているケースについては、利用定員を適切に見直すことが基本であるが、利用定員の見直しを行わない場合の取扱いについては、論点3の対応方針を踏まえた検討が必要ではないか。

（例）幼稚園の認可定員180名、利用定員120名とした場合に、125名を受入れるなど。

参考・介護保険と障害者自立支援の定員超過受け入れについて

◎介護保険制度

- 災害、虐待の受け入れ等やむを得ない場合を除き、月の平均利用者数が、運営規程に定めた利用定員を超えた場合（又は看護職員・介護職員が指定基準に満たない場合）、定員超過利用減算として、報酬の30%を減算
- 上記の通り、やむを得ない場合、当該事由が解消するまでの間、定員超過による減算を行わないことにしている。
- また、老人福祉法に基づく措置を受け入れる場合は定員を超えて受け入れることを可能としている（定員の105%まで。定員超過利用減算を行わない。）。

◎障害者自立支援制度

- 利用者の数が、定員を上回って一定以上になった場合は、定員超過利用減算として、基本報酬の30%を減算。
- ただし、下記(1)、(2)のいずれかに該当するまでは、定員を超えて受け入れることを可能とする（定員超過利用減算を行わない）。
- なお、身体障害者福祉法等に基づく措置を受け入れる場合、災害等やむを得ない場合については、利用者数に含めない（＝減算の対象外）ことが可能。

(1) 過去3ヶ月間の利用実績による取扱い

- 通所サービス: 過去3ヶ月間の利用者の延べ数が、定員に開所日数を乗じて得た数に、**125%**を乗じて得た数を超えること
※ ただし、定員11人以下の場合は、過去3ヶ月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超えること
- 入所サービス: 過去3ヶ月間の利用者の延べ数が、定員に開所日数を乗じて得た数に、**105%**を乗じて得た数を超えること

(2) 1日当たりの利用実績による取扱い

- ① 定員50人以下の場合
 - 通所サービス: 定員の**150%**を超えること
 - 入所サービス: 定員の**110%**を超えること
- ② 定員51人以上の場合
 - 通所サービス: 定員から50を差し引いた数に**125%**を乗じて得た数に、75を加えた数を超えること
 - 入所サービス: 定員から50を差し引いた数に**105%**を乗じて得た数に、55を加えた数を超えること

(論点4) 保護者の就労状況の変化に対応した1号の利用定員と2号の利用定員の取扱い

(1) 論点

- 保護者の就労状況が変化した場合、支給認定の区分は変更することとなるが、子どもが通う施設の変更はできる限り避けるべきである。このため、認定こども園等における弾力的な対応について検討する必要がある。

(2) 今後の検討に当たっての方向性

①2号認定を受けている子どもが、保育を必要性の認定要件に該当しなくなった場合

i) 認定こども園の場合(1号認定の定員あり)

- 1号定員に空きがある場合は、引き続き同じ施設を利用可能。
- 1号定員に空きがない場合

(例)1号定員の変更は求めず、一定の範囲内であれば一時的な定員超過を認める。

ii) 保育所の場合(1号認定の定員を有しない)

- 少なくとも当該年度内は引き続き同じ施設を利用できるよう、特例施設型給付の対象とするか。

※幼保連携型認定こども園で1号定員を有していない場合も、少なくとも当該年度内は引き続き同じ施設を利用できるようにする。

②1号認定を受けている子どもが、保育の必要性の認定要件に該当するようになった場合

i) 認定こども園の場合(2号認定の定員あり)

- 2号定員に空きがある場合は引き続き同じ施設を利用可能。
- 2号定員に空きがない場合

(例)2号定員の変更は求めず、一定の範囲内であれば一時的な定員超過を認める。

ii) 幼稚園の場合(2号認定の定員を有しない)

- 1号認定から2号認定へと変更を行うには、保護者の意志により認定区分の変更を申請することが前提となるため、就労後も同じ幼稚園に通うことを希望するのであれば、そもそも認定区分の変更手続きを行わないのではないか。(特段の対応は不要ではないか)

【対応方針】

- ①・②のケースともに、基本的には柔軟な取扱いとすることを基本とする。

3. 情報公表の取扱いについて

※自治体におけるシステム構築のため、早期に方向性を固める必要

(1) 概要

- 子ども・子育て支援法では、施設・事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくため、教育・保育施設の設置者、地域型保育事業の事業者に対して、確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとする際などに、当該施設・事業において提供する教育・保育に係る情報を都道府県知事に報告することを求めている(子ども・子育て支援法第58条第1項)。
- 都道府県知事は、上記の報告を受けた後、その報告の内容を公表しなければならないこととされている(同法第58条第2項)。

(2) 情報公表の項目

- 「子ども・子育て新システムに関する基本制度」では、以下の項目について情報開示を行うこととされている。
 - ア 学校教育・保育の理念など、施設の運営方針
 - イ 学校教育・保育の内容及びその特徴
 - ウ 一人の職員が担当する子どもの数
 - エ 職員の保有免許・資格、常勤・非常勤の別や経験年数・勤続年数
 - オ 定員以上に応募がある場合の選考基準
 - カ 上乗せ徴収(実費徴収を除く)の有無
 - キ カで「有」の場合、その理由及び上乗せ徴収額 等
- ※ 学校教育・保育の質に直接関わる職員の常勤・非常勤の別、経験年数等については、公定価格への反映を検討する。
- 上記の他にどのようなものがあるか、検討が必要。

【対応方針】

→現行の幼稚園、保育所、認定こども園の情報公表の仕組みやこれまでの議論を踏まえ、情報公表の具体的項目としては、以下のような内容とする。

* 運営基準のあり方に関する検討(基準検討部会)を踏まえ、教育・保育施設、地域型保育事業の類型に応じて、更に検討。

1. 基本情報

(法人)

- ・名称、所在地等連絡先
- ・設立年月日
- ・代表者の氏名等
- ・同一都道府県で運営する教育・保育施設等

(施設)

- ・教育・保育施設の種類(認定こども園(4類型)、幼稚園、保育所)、地域型保育事業の種類(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)
- ・名称(※1)
- ・施設長の氏名等
- ・施設設備の状況(居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況)※2
- ・職員の状況(職種ごとの職員数、免許の有無/専従兼務/常勤・非常勤/直接雇用(有期・無期)・派遣別、勤続年数・経験年数等)
- ・職員1人当たり子ども数
- ・開所時間等
- ・所在地等連絡先
- ・認可・認定・確認年月日
- ・事業所番号
- ・連携施設の状況(地域型のみ)
- ・過去3年間の退職職員数
- ・障害児対応
- ・利用定員、学級数、在籍子ども数

※1 認定こども園の場合は、その名称および構成する施設(幼稚園、保育所)の名称

※2 既存の幼稚園・保育所から移行した幼保連携型認定こども園の場合、移行特例を適用した施設については、移行特例の適用状況を含む。

2. 運営情報

- ・施設の運営方針
- ・利用手続
- ・利用料等に関する事項(実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む)
- ・障害児保育・特別支援教育、一時預かり、子育て支援、保護者会等の実施状況
- ・給食の実施状況(アレルギー対応を含む)
- ・秘密保持のための措置
- ・子ども・子育て支援法第39条第3項・第5項、第51条第2項・第4項、第57条第2項、第4項の規定により公表
- ・公示された旨
- ・その他都道府県が必要と認めた事項
- ・教育・保育の内容・特徴
- ・利用者に対する事前説明等の状況
- ・選考基準
- ・事故発生時の対応
- ・相談、苦情等の対応のための取組の状況
- ・自己評価等の結果

論点1 「市町村に報告された重大な事故の記録」を情報公表の項目とするか

(検討の視点)

- ・ 「重大な事故の記録」を公表する趣旨として、①利用者の施設・事業の選択のための判断材料とするためか、②事故情報を集約、分析することで、新たな事故の未然防止を図るためか、整理が必要。
 - * 同じく情報公表の仕組みを導入している介護保険制度においては、「重大な事故の記録」は、公表項目とされていない。
 - * 消費者安全法など他制度においても、事業者が特定される情報の公表については、意見陳述の機会の付与など慎重な手続きを課している。
 - ・ 「利用者による選択の判断材料」(上記①)であれば、個別施設・事業の情報公表制度の項目とすることになる。この場合、以下の点に留意が必要。
 - ・ 「教育・保育の提供」と「重大な事故」との因果関係が裁判等で争われている場合でも公表対象とするのか否か
 - ・ 事故発生が経営問題に直結するため、乳児や障害・疾病がある子どもの受入れを避けることにつながるおそれはないか
 - ・ 「現在不適切な運営が行われている施設・事業か否か」という観点からは、「勧告に従わなかった旨の公表」「措置命令を受けた旨の公示」が重要な意味を持つのではないか
 - ・ 「新たな事故発生の未然防止」(上記②)であれば、本制度ではなく、別途事故情報の集約・分析・周知のための仕組みが必要。運営基準の議論の中で、市町村への報告義務との関係を含めて更に検討。
- 重大な事故の記録については、都道府県による情報公表制度ではなく、新たな事故発生の未然防止の観点から、市町村への報告義務等に関して、更に検討(41ページ参照)。

論点2 「前年度の施設会計」を情報公表の項目とするか

【対応方針】

○都道府県による情報公表制度ではなく、事業主体ごとに公表することについて、運営基準において求めていく方向を基本とし、外部監査結果の取扱いを含め、情報公表の在り方について、更に検討(43ページ参照)。

(3)公表の方法(情報の更新頻度、報告・公表方法等)

【対応方針】

- 情報公表制度の趣旨に照らせば、利用者にとって活用しやすいものとなるよう、インターネット等の活用を図ることとする。
- 一方で、自治体や事業者にとって過度な負担とならないような配慮も必要。情報公表は確認制度の一環として行われるものであり、確認時に市町村が把握する情報との整合性を図るとともに、認可・確認事務に係る電子情報システムの適切な活用(＝事業者が自ら公表すべき項目との役割分担)を図ることが考えられる。
- 公表項目の性質に応じて、事業開始(＝確認)時に公表するもの、事業開始後定期的に更新するもの、が考えられる。
- 更新頻度等については、情報の流動性、事業者等の事務負担、他制度の例等を踏まえて、実務的に更に検討。

公表項目案① (基本情報)

項目案		現行制度		
		幼稚園 (学校評価ガイドラインにおける例示)	保育所	認定こども園
法人	<ul style="list-style-type: none"> ・名称、所在地等連絡先 ・代表者の氏名等 ・設立年月日 ・同一都道府県で運営する教育・保育施設等 		<ul style="list-style-type: none"> ・設置者に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・住所 ・代表者の氏名
施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設の種類、地域型保育事業の種類 ・名称 ・所在地等連絡先 ・事業所番号 ・施設長の氏名等 ・認可・認定・確認年月日 ・連携施設の状況(地域型のみ) ・施設設備の状況(居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況) ※既存の幼稚園・保育所から移行した幼保連携型認定こども園の場合、移行特例を適用した施設については、移行特例の適用状況を含む。 ・職員の状況(職種ごとの職員数、免許の有無／専従兼務／常勤・非常勤／直接雇用(有期・無期)・派遣別、勤続年数・経験年数等) ・職員1人当たり子ども数 ・過去3年間の退職職員数 ・利用定員、学級数、在籍子ども数 ・開所時間等 ・障害児対応 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭等の面積 ・遊具の設置状況等 ・教職員数、勤続年数の分布、免許種別等 ・園児数・学級数 ・教育時間や教育内容、及び休業日 ・研修の実績等 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・位置 ・施設設備の状況 ・入所定員 ・職員の状況 ・入所状況 ・認定こども園の場合、保育に欠ける子ども・欠けない子どもの数 ・開所している時間 ・認定こども園の場合、その旨 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・長の氏名 ・保育に欠ける乳児又は幼児の数、保育に欠けない子どもの数 ・母体施設の類型、名称、所在地

公表項目案② (運営情報)

項目案	現行制度		
	幼稚園 (学校評価ガイドラインにおける例示)	保育所	認定こども園
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営方針 ・教育・保育の内容・特徴 ・選考基準 ・利用手続 ・利用者に対する事前説明等の状況 ・事故発生時の対応 ・利用料等に関する事項(実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む) ・障害児保育・特別支援教育、一時預かり、子育て支援、保護者会等の実施状況 ・給食の実施状況(アレルギー対応を含む) ・相談、苦情等の対応のための取組の状況 ・秘密保持のための措置 ・自己評価等の結果 ・子ども・子育て支援法第39条第3項・第5項、第51条第2項・第4項、第57条第2項、第4項の規定により公表・公示された旨 ・その他都道府県が必要と認めた事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の運営方針や教育課程 ・教育方針(建学の精神や教育目標等) ・園児募集(説明会等の日程、障害児の入園相談の実施) ・入園料、保育料、給食費 ・預かり保育・子育て支援の実施状況等 ・季節の行事等の実施状況 ・給食等の実施状況・保護者会等の活動状況 ・学校評価結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の保育の方針 ・市町村の行う保育所保育の概況 ・私立認定こども園の場合、選考の方法 ・保育所への入所手続に関する事項 ・保育料の額 ・認定こども園の場合、保育に欠けない子どもの利用料の額 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育及び保育の目標並びに主な内容 ・子育て支援活動の内容

(参考) 子ども・子育て支援法

(勧告、命令等)

第三十九条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。(以下略)

2 略

3 市町村長は、第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事に通知しなければならない。

(勧告、命令等)

第五十一条 市町村長は、特定地域型保育事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。(以下略)

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた特定地域型保育事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(勧告、命令等)

第五十七条 第五十五条第二項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者(同条第四項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。)が、同条第一項に規定する内閣府令で定める基準に従って施設型給付費の支給に係る施設又は地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

2 市町村長等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育提供者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市町村長等は、第一項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市町村長等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 略

4-1. 運営基準に係る論点について

1. 運営基準について

(1) 概要

- 上記1において記載されているとおり、給付費(委託費)の対象となる教育・保育施設、地域型保育事業者の運営に関する基準については、その対象とすべき事項に関する検討が必要となる。
- 加えて、国基準のうち、
 - ・「小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」事項は「従うべき基準」
 - ・「それ以外の事項」については「参酌すべき基準」となることから、この分類に関する検討も併せて必要。
- 併せて、認可基準において定めている事項又は定めるべき事項との関係についても留意が必要。
 - ※ 介護保険制度における特別養護老人ホーム等についても、認可基準と指定基準において重複している項目、指定基準のみにおいて定められている項目等が存在。

2. 運営基準の主な検討項目等について

(1) 運営基準に規定することを検討する事項について

- 運営基準に規定する内容については、例えば、以下のような事項が考えられる。
- このうち、運営基準において規定する内容と同基準の運用に当たって通知等により明確化していく内容等を整理しつつ、対応方針を検討する。

分類	主な検討事項
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none">・内容・手続きの説明、同意、契約・応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考・支給認定証の確認、支給認定申請の援助
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供・子どもの心身の状況の把握・子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)・連携施設との連携(地域型保育事業のみ)・利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む)・利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)・特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)
管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none">・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示・秘密保持、個人情報保護・非常災害対策、衛生管理・事故防止及び事故発生時の対応・評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)・苦情処理・会計処理(会計処理基準、区分経理、使途制限等)・記録の整備
撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none">・確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)

(2) 主な検討項目・論点

① 利用開始に伴う基準

i) 提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約

- 事前説明を要する重要事項の範囲、内容、方法(文書交付など)、契約様式に関する考え方など、実務面における対応について検討が必要
 - ※ 介護保険等では、契約に関しては社会福祉法に基づき書面による契約が求められている。
 - ※ 保育の利用に係る契約においては、通常保育の利用日・利用時間帯の明示等が必要

【対応方針】

- 施設・事業者が適切な教育・保育を提供するため、提供の開始に当たって、あらかじめ、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得ることを求めることとする。
- その際、事前説明を要する事項としては、
 - ・運営規程(③ i)参照)の概要
 - ※施設・事業の目的・運営方針、教育・保育の内容、職員体制、開所日・時間、利用者負担(実費徴収・上乗せ徴収を含む)等
 - ・苦情処理体制(③ vi)参照)
 - ・事故発生時の対応(③ iv)参照)といった、施設・事業の選択に資すると認められる事項を対象とする。
 - ※ これらの事項については、事前説明と相まって、情報公表の対象にもなることで、保護者もこうした情報をあらかじめ参考にした上で、施設を選択し、利用を希望することが見込まれる。
- また、事前説明の方法については、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とする。その際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする。
- その上で、教育・保育の利用に当たっては、公立保育所、認定こども園、公私立幼稚園、地域型保育事業については、施設・事業者との契約、私立保育所については市町村との契約になることを踏まえ、重要事項の説明書のモデル等、運用上、求める手続き等に関して、更に検討していくこととする。

ii) 応諾義務

- 利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないとされているが、「正当な理由」の範囲、内容(滞納、保護者とのトラブルなど)について、どう考えるか。

※ 応諾義務と関連して、児童福祉法に基づく措置制度の運用方法についても検討が必要

【対応方針】

- 「正当な理由」については、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申込みがあった場合(選考が必要)、③その他特別な事情がある場合などを基本とする。
- このうち、③については、特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受け入れ能力・体制との関係、利用者による利用者負担の滞納との関係、設置者・事業者による通園標準区域の設定との関係、保護者とのトラブルの関係などについて、慎重に整理をした上で、その運用上の取扱いについて示していくこととする。
 - ※その際には、情報公表、代行徴収制度の有無や措置制度の運用(児童福祉法)との関係、直接契約と委託の違い等についても留意。
- 利用申込みに対して、施設・事業者が自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるとして「正当な理由」に該当する場合、他の適切な施設・事業者への連絡又は当該施設・事業の紹介、市町村によるあっせんの要請等、必要な措置を講じなくてはならないこととする。
- また、市町村又は他の施設・事業者が行う連絡調整等については、できる限り協力することとする。(後述④撤退時の対応も参照)

iii) 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考

- 定員を上回る利用の申込みがあった場合については、国が定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考方法について、あらかじめ明示しておくことを求める。

【対応方針】

- 教育標準時間認定を受けた子どもの場合、①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考などの方法により、各施設・事業者においてあらかじめ選考方法を明示した上で、行うこととする。
※情報公表事項にも含まれている。
- 特別な支援が必要な子どもの体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考できることとする。

＜参考＞子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案) (平成25年8月6日内閣府事務連絡)

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

2 (二) (1) また、市町村は、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、あらかじめ、関係部局と連携して、地域における特別な支援が必要な子どもの人数等の状況並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所における特別な支援が必要な子どもの受入れについて可能な限り把握し、必要な調整を行った上で、教育・保育の提供体制を確保すること。なお、障害児等特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、必要に応じて障害児相談支援等との連携を図るほか、利用手続を行う窓口において、教育・保育以外の関連施策についても基本的な情報や必要な書類の提供を行うとともに、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者等は、施設の設置、事業の運営に当たり、円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましい。

- また、保育認定を受けた子どもの場合は、市町村が利用調整を行う。(優先利用に係る取扱いの中で整理)

iv) 支給認定証の確認、支給認定申請の援助

【対応方針】

- 受給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たって、支給認定証の確認(利用期間等)を行うこととする。
- 支給認定申請が行われていない場合には、介護保険制度などを踏まえ、申し込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助をすることとする。(申請時から支給認定決定日までの間は特例給付の対象とすることが可能)

※ 教育標準時間認定の申請については、利用施設の内定後に、認定こども園・幼稚園を通じて簡素に手続きを行うことを可能とする。

②教育・保育の提供に伴う基準

i) 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供

【対応方針】

- 幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)に基づき(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領の内容も踏まえる)、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならないこととする。
- 地域型保育事業は保育所保育指針に準じて、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に保育を提供しなくてはならないこととする。

ii) 子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)

【対応方針】

- 現行の保育所における基準や障害児支援制度における指定基準を参考に、以下のような事項を求めることとする。
 - ①利用児童の平等取扱い
 - ・入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。
 - ②虐待等の禁止
 - ・職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
 - ③懲戒に係る権限の濫用防止
 - ・懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。

iii) 連携施設との連携(地域型保育事業のみ)

※ 詳細については、地域型保育事業の認可基準と並行して検討。

【対応方針】

- 地域型保育事業を行う事業者に対し、①保育内容に関する支援、②卒園後の受け皿、の観点から、連携施設の設定を求めるとともに、連携内容等を明確にするよう努めることを求めることとする。
- 特に、連携施設の関係において、経費が必要となったり、利用枠の設定などの形で確実な履行が担保されるべき
 - ①保育内容の支援として、連携施設から給食の外部搬入を行う場合及び合同で嘱託医の健診を受ける場合
 - ②卒園後の受け皿として、連携施設に小規模保育からの優先的な利用枠を設ける場合は、協定書等(契約書、覚書等)の締結を求め、どの施設と連携関係にあるのか、情報公表項目として明示していくことを求めることとする。(それ以外の場合であっても、明示することは可能)
※① i)の重要事項の説明事項とするかは要検討。
- 教育・保育施設について、連携の求めがあった場合、市町村の調整に協力するよう努めることとする。

iv) 上乗せ徴収等の取扱い

- 施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領するものとするを求め、その上で、それ以外に実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる旨を定めることを基本とする。(公定価格に係る検討と並行して検討することとするか)
- 実費徴収に限度を設けるかどうか。
※ 実費徴収に係る補足給付を行う事業との整合性が必要。
- 実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示することを求める。
※ 公立施設・社会福祉法人立施設による上乗せ徴収の取扱いについても検討が必要。

【対応方針】

- 実費徴収、上乗せ徴収のあり方については、公定価格のあり方や実費徴収に係る補足給付を行う事業(地域子ども・子育て支援事業)とも密接に関連することから、教育・保育の多様性の実態や公定価格の中で対象とする経費の考え方を踏まえつつ、公定価格の議論において検討することとする。

v) 特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)

- 特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容等をどうするか。

【対応方針】

- 当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。
※特例施設型給付の取扱いと合わせて検討が必要。

vi) 教育・保育の提供に関するその他の事項

- 給付(委託費)を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている、又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知することを求めることとする。

③管理・運営等に関する基準

i)運営規程の策定

- 運営規程において定めるべき重要事項(例:施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等)について、どういったものを求めていくか。

【対応方針】

- 施設法において求めている学則、運営の方法との関係も踏まえ、介護保険制度、障害児支援制度等を参考にしながら、運営規程において定めるべき事項として、以下のような事項について定めることを求めることとする。
 - ①施設・事業の目的及び運営の方針
 - ②提供する教育・保育の内容
 - ③職員の職種、員数及び職務の内容
 - ④教育・保育を提供する日及び時間(開所時間)、提供を行わない日(休業日)
 - ※教育に関しては、学期、長期休業日、教育標準時間を含む。
 - ※保育に関しては、保育標準時間認定、保育短時間認定の子どもの利用時間帯を含む。
 - ⑤利用料等に関する事項(実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む)
 - ⑥利用定員
 - ※確認制度上の定員設定と同じ区分で定める。
 - ⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(入園資格、選考を行う場合の基準を含む)
 - ⑧緊急時等における対応方法
 - ⑨非常災害対策
 - ⑩虐待防止のための措置に関する事項
 - ⑪その他施設・事業の運営に関する重要事項

<参考・運営規程と学則>

運営規程(介護保険)		学則
指定介護老人福祉施設基準23条	指定居宅サービス等事業基準100条	学校教育法施行規則4条
①施設の目的及び運営の方針	①事業の目的及び運営の方針	①修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項
②従業者の職種、員数及び職務の内容	②従業者の職種、員数及び職務の内容	②部科及び課程の組織に関する事項
③入所定員	③営業日及び営業時間	③教育課程及び授業日時数に関する事項
④入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額	④指定通所介護の利用定員	④学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
⑤施設の利用に当たっての留意事項	⑤指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額	⑤収容定員及び職員組織に関する事項
⑥非常災害対策	⑥通常の事業の実施地域	⑥入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
⑦その他施設の運営に関する重要事項	⑦サービス利用に当たっての留意事項	⑦授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項
	⑧緊急時等における対応方法	⑧賞罰に関する事項
	⑨非常災害対策	⑨寄宿舎に関する事項
	⑩その他運営に関する重要事項	

運営規程(障害児支援)	
指定障害児入所施設基準34条	指定障害児通所支援事業基準37条
①施設の目的及び運営の方針	①事業の目的及び運営の方針
②従業者の職種、員数及び職務の内容	②従業者の職種、員数及び職務の内容
③入所定員	③営業日及び営業時間
④指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額	④利用定員
⑤施設の利用に当たっての留意事項	⑤指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
⑥非常災害対策	⑥通常の事業の実施地域
⑦その他施設の運営に関する重要事項	⑦サービス利用に当たっての留意事項
⑧主として入所させる障害児の障害の種類	⑧緊急時等における対応方法
⑨虐待の防止のための措置に関する事項	⑨非常災害対策
⑩その他施設の運営に関する重要事項	⑩事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
	⑪虐待の防止のための措置に関する事項
	⑩その他運営に関する重要事項

ii) 個人情報管理(秘密保持)

- 支給認定に当たって決定される利用者負担額(=保護者の所得)、優先利用(ひとり親家庭、障害の有無など)など、施設・事業者が知り得る情報※であって、個人のプライバシーに関わる情報に関する配慮について検討が必要。

※支給認定証の記載事項については、保育の必要性の認定と並行して検討

【対応方針】

- 施設・事業の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならないこととする。その際、支給認定証の記載事項はもとより、非記載事項についても、配慮が必要ではないか。
- 現に教育・保育に従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、施設・事業者が必要な措置を講じることとする。
※雇用契約時に取り決めた上で、違約金についての定めを置くといった措置が考えられるか。
- 一方、地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要と思われる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておくこととする。

iii) 非常災害対策、衛生管理等

- 施設・事業については、非常災害に係る計画、関係機関への通報、連携体制等を整備することを求めるか。
- また、施設・設備の衛生管理に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を講ずることを求めるか。

【対応方針】

- 施設・事業については、非常災害に係る計画、関係機関への通報、連携体制の整備、職員への周知、定期的な訓練の実施を求めることとする。
- また、施設・設備の衛生管理に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を講ずることを求めることとする。

iv) 事故発生の防止、発生時の対応

- 事故発生時の事故内容、対応についての報告、記録、賠償等について、どう考えるか。

【対応方針】

- 運営基準においては、施設・事業者に対して、以下の措置を講じることを求めることを基本としてはどうか。なお、これらの措置を講じている旨について、情報公表の対象とする。

<事故の発生(再発)防止>

- 事故発生及び再発防止のために、以下の措置を講じることを求めてはどうか。

- ① 事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針を整備すること
- ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること
- ③ 事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと

<事故発生時の対応>

- 事故が発生した場合の対応として、以下の措置を講じることを求めてはどうか。

- ① 事故が発生した場合、保護者(家族)、市町村に対する速やかな報告を行うこと。
- ② その際、事故発生時の状況、処置等に関する記録をとること。
- ③ 賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行うこと。

- その上で、施設・事業による対応のみならず、

- ① 特に重大な事故に係る情報の集約、公表

※プライバシー等に対する配慮に留意 ※重大な事故の範囲等についても検討

- ② 今後、類似の事例が発生することを防止する観点から、当該事故情報の分析、フィードバック(周知)

- ③ 事故再発防止のための支援や指導監督

などについての行政の取組のあり方等について、速やかに検討していくこととする。

v) 評価

- 教育・保育の質に関する①自己評価、②学校関係者(保護者等)評価、③第三者評価のあり方等について、検討が必要。

※ 認定こども園法、学校教育法、社会福祉法といった施設法・事業法との関係に留意

<参考:各評価の内容、義務付け(現行)>

	幼稚園	保育所	認定こども園
自己評価	【義務】(学校教育法施行規則39条、66条、68条) 園長のリーダーシップの下、当該園の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らし、その達成状況や達成に向けた取り組みの適切さ等について評価。	【努力義務】(保育所保育指針) 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努める。	【努力義務】 (設備及び運営に関する基準(平成18年文部科学省・厚生労働省告示))自己評価・外部評価等やその結果公表を通じた質の向上に努める。
関係者評価	【努力義務】(学校教育法施行規則39条、67条、68条) 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価。	—	
第三者評価	—	【努力義務】(社会福祉法第78条) 国の評価基準ガイドラインを踏まえて都道府県推進組織が定めた評価基準に沿って行う都道府県推進組織の認証を受けた第三者評価機関が行う評価。	

※ その際、特に第三者評価の受審に当たって必要となる費用に関するコスト評価については、給付との関係に留意が必要。

【対応方針】

- 自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求める方向とする。
- その上で、施設・事業の種類にかかわらず、学校関係者(保護者等)評価、第三者評価について、受審に努めることとする。(コスト評価については、公定価格において検討)。

vi) 苦情処理

【対応方針】

- 入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じることとする。
- また、苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行う旨を求めることとする。

vii) 会計の区分

- 会計処理方法について、ア)法人種別ごとの会計処理、イ)区分経理、ウ)使途制限等の取扱いについて、検討が必要。

【対応方針】

- 公費の透明性確保の観点から、運営基準上、教育・保育施設・地域型保育事業ごとの区分経理を求める。
- その上で、財務諸表の公表を求めていくことを基本とする。(公表方法など運用面等に関する詳細については、今後、更に検討。)

<会計処理に関して、今後、実務面について検討が必要な事項>

- また、会計上の取扱いとして、施設型給付、地域型保育給付の創設を受けて、法人種別ごとの会計処理を求めることを基本としてはどうか。

(例)学校法人の運営する教育・保育施設、地域型保育事業・・・学校法人会計基準を適用

社会福祉法人の運営する教育・保育施設、地域型保育事業・・・社会福祉法人会計基準を適用

株式会社等の運営する教育・保育施設、地域型保育事業・・・企業会計基準を適用 など

- 給付費の使途については、区分経理と情報公表を前提とした上で、介護保険制度などを踏まえつつ、検討していくこととしてはどうか。また、私立保育所の委託費の使途については、どのように考えるか。
- 加えて、会計に係る指導監督のあり方について、現行制度における対応等を踏まえ、検討していく必要があるのではないか。

viii) 管理・運営等に関するその他の事項

ア) 勤務体制の確保等

- 施設・事業者は、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、教育・保育を提供していくことを求めるとともに、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図ることを求めることとする。

イ) 誇大広告の禁止

- 施設・事業者は、その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならないこととする。

④ 撤退時のルール

- 給付の対象施設・事業であることの辞退(確認の辞退)や利用定員の減少については、3ヶ月以上の予告期間を設けることとされている。その際、施設設置者・事業者は、現に利用している子ども・保護者に対して、継続して教育・保育が提供されるよう他の施設との連絡調整その他の便宜の提供をおこなわなければならないとされているが、この取扱いについて、どう考えるか。

【対応方針】

- 施設・事業の撤退時における市町村又は当該施設・事業者等からの連絡調整等については、当該施設・事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して教育・保育が提供されるよう、できる限り協力することとする。
- また、上記に伴い、協力する教育・保育施設・地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に当たって配慮することとする。

(参考) 特別養護老人ホームの認可基準・指定基準について

特別養護老人ホーム（認可基準） （特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準） （平成11年厚生省令第46号）	介護老人福祉施設（指定基準） （指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準） （平成11年厚生省令第39号）
<ul style="list-style-type: none"> 1 総則 2 基本方針 3 構造設備の一般原則 4 設備の専用 5 職員の資格要件 6 職員の専従 7 運営規程 8 非常災害対策 9 記録の整備 10 （削除） 11 設備の基準 12 職員の配置基準 12の2 サービス提供困難時の対応 13 入退所 14 入所者の処遇に関する計画 15 処遇の方針 16 介護 17 食事 18 相談・援助 19 社会生活上の便宜の提供等 	<ul style="list-style-type: none"> 1 基本方針 （→3） 2 人員基準（職員の員数、資格要件、専従要件等） （→2） （→23） （→26） （→37） 3 設備基準（設備の専用を含む） （→2） 4～37 運営基準 4 内容・手続の説明及び同意 4の2 提供拒否の禁止 4の3 サービス提供困難時の対応 5 受給資格等の確認 6 要介護認定の申請に係る援助 7 入退所 8 サービス提供の記録 9 利用料等の受領 10 保険給付の請求のための証明証の交付 11 サービスの取扱方針 12 施設サービス計画の作成 13 介護 14 食事 15 相談・援助 16 社会生活上の便宜の提供等

<p style="text-align: center;">特別養護老人ホーム (特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準) (平成11年厚生省令第46号)</p>	<p style="text-align: center;">介護老人福祉施設 (指定介護指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準) (平成11年厚生省令第39号)</p>
<p style="text-align: center;">(続き)</p> <p>20 機能訓練 21 健康管理 22 入院期間中の扱い</p> <p>23 施設長の責務</p> <p>24 勤務体制の確保等 25 定員の遵守</p> <p>26 衛生管理等 27 協力病院等</p> <p>28 秘密保持等</p> <p>29 苦情処理 30 地域との連携等 31 事故発生の防止・発生時の対応</p>	<p style="text-align: center;">(続き)</p> <p>17 機能訓練 18 健康管理 19 入院期間中の扱い 20 入所者に関する市町村への通知 (不正行為による保険給付を受けた場合等) 21 管理者による管理 22 管理者の責務 <u>22の2 計画担当介護支援専門員の責務</u> 23 運営規程 24 勤務体制の確保等 25 定員の遵守 26 非常災害対策 27 衛生管理等 28 協力病院等 <u>29 掲示</u> 30 秘密保持等 <u>31 広告</u> <u>32 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止</u></p> <p>33 苦情処理 34 地域との連携等 35 事故発生の防止・発生時の対応 <u>36 会計の区分</u> 37 記録の整備</p>

4-2. 業務管理体制の整備について

1. 業務管理体制について

(1) 概要

- 子ども・子育て支援法では、給付(委託費)の適正な実施を担保していくため、確認を受けた教育・保育施設の設置者、地域型保育事業の事業者に対して、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備した上で、届出を求めることとしている(子ども・子育て支援法55条)。

※介護保険制度、障害者自立支援制度と同様

- また、届出に当たっては、以下の区分に応じた届出を行い、市町村長、都道府県知事、内閣総理大臣はそれぞれ以下の区分に応じて必要な指導監督を行う。

- ・確認に係る施設・事業が1つの市町村に所在する場合:市町村
- ・確認に係る施設・事業が2つ以上の都道府県に所在する場合:内閣総理大臣(国)
- ・それ以外の場合:都道府県

(2) 主な検討項目

- 業務管理体制の整備に当たって、設置者、事業者の規模と当該規模に応じて求める整備の内容をどの程度のものとするのか、検討が必要。

【参考】介護保険制度、障害児・障害者支援施策における運用

法令遵守責任者の選任

事業所数 20未満

法令遵守規程の整備

法令遵守責任者の選任

事業所数 20以上100未満

法令遵守に係る監査

法令遵守規程の整備

法令遵守責任者の選任

事業所数 100以上

- また、上記(1)の整理に従って、国・都道府県に対して届出を行った場合、確認の実施主体である市町村に対して、併せて同様の届出を求めることについて、検討が必要。

【対応方針】

○設置者・事業者の規模と当該規模に応じて求める整備及び届出の内容については、介護保険制度、障害児・障害者支援施策等と同様とする。

法令遵守責任者の選任 事業所等数 20未満	法令遵守規程の整備 法令遵守責任者の選任 事業所等数 20以上100未満	法令遵守に係る監査 法令遵守規程の整備 法令遵守責任者の選任 事業所等数 100以上
--------------------------	--	---

※「事業所等数」は、確認を受けている施設又は事業所の数。

同一事業所であっても、異なる事業を行っている場合（小規模保育事業と家庭的保育事業等）は、異なる事業所としてカウント。

○届出の内容は、全ての事業者を求める共通事項と、施設・事業者の規模に応じて求める事項について、それぞれ以下を求めることとする。

	届出事項	対象設置者・事業者
共通事項	設置者・事業者に関する情報 ・法人の名称又は氏名、所在地 ・代表者の氏名等	すべての設置者・事業者
	法令遵守責任者の氏名等	すべての設置者・事業者
規模に応じた事項	法令遵守規程の概要	事業所等数20以上の設置者・事業者
	法令遵守に係る監査の方法の概要	事業所等数100以上の設置者・事業者

(参考)介護保険制度の例

- ・法令遵守規程 :法の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したもの(事業者の実態に即したもの)
- ・法令遵守に係る監査(業務執行の状況の監査)の方法 :監査(内部監査又は外部監査)の担当者、監査の実施方法等

○業務管理体制の届出を受けた都道府県、内閣総理大臣(国)は、教育・保育施設、地域型保育事業の確認を行う市町村と密接に連携し、必要に応じて必要な情報を共有することを基本とする。

※内閣総理大臣又は都道府県知事が指導監督を行うときは、確認主体である市町村長と密接な連携の下に行う。(子ども・子育て支援法第56条第2項)

市町村長は、確認を行った施設・事業者について、内閣総理大臣又は都道府県知事に対して指導監督を行うよう求めることができる。(子ども・子育て支援法第56条第3項)